

2024（令和6）年度
自己点検・評価報告書

杏 林 大 学

2026年1月作成

目 次

【基準 2：内部質保証】

基本情報一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

本文

1.現状分析

(評価項目①)

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6

(評価項目②)

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11

(評価項目③)

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。・・・・・・・・ P.13

2. 分析を踏まえた長所と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14

3. 改善・発展方策と全体のまとめ・・・・・・・・ P.15

【基準 4：教育・学習】

基本情報一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.16

本文

1.現状分析

(評価項目①)

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.20

(評価項目②)

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。・・・・・・・・ P.22

(評価項目③)

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。・・・・・・・・ P.24

(評価項目④)	
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。．．．．．	P.29
(評価項目⑤)	
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。．．	P.32
(評価項目⑥)	
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上 に向けて取り組んでいること。．．．．．	P.34
2. 分析を踏まえた長所と問題点 ．．．．．	P.37
3. 改善・発展方策と全体のまとめ ．．．．．	P.38

【基準 5：学生の受入れ】

基本情報一覧．．．．．	P.39
-------------	------

本文

1.現状分析

(評価項目①)	
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を 適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。．．．．．	P.41
(評価項目②)	
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定 員に基づき適正に管理していること。．．．．．	P.50
(評価項目③)	
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて 取り組んでいること。．．．．．	P.52
2. 分析を踏まえた長所と問題点 ．．．．．	P.56
3. 改善・発展方策と全体のまとめ ．．．．．	P.57

第2章 内部質保証

(基本情報一覧)

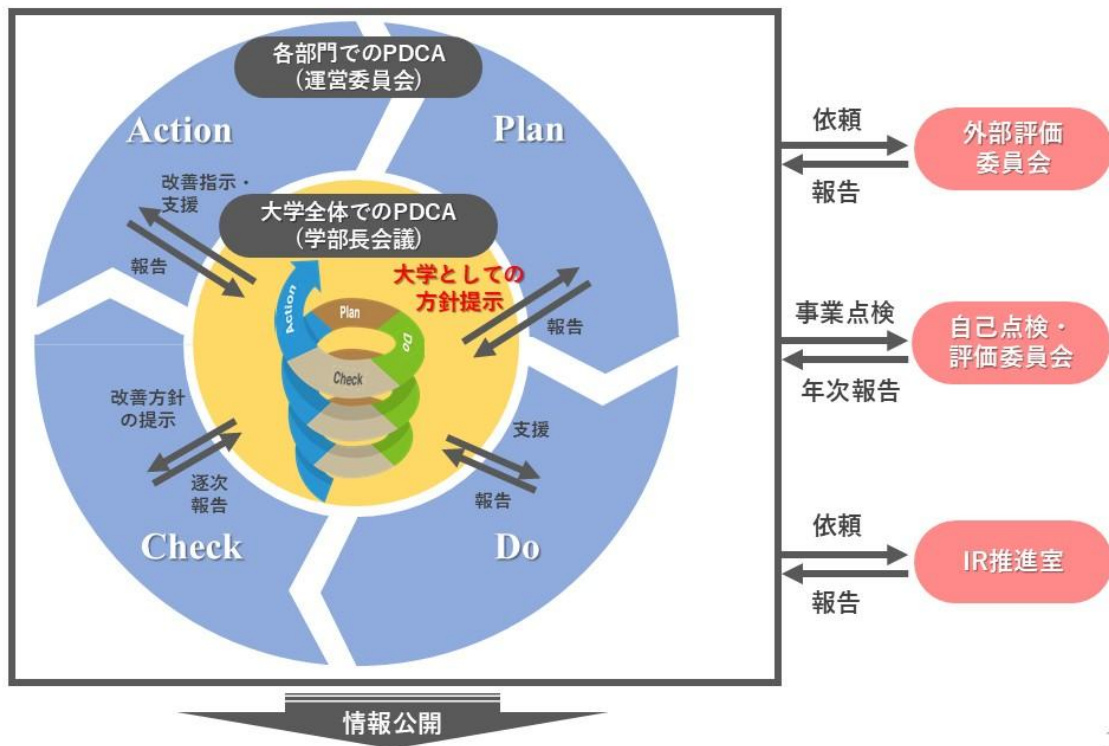
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
杏林大学内部質保証の方針	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/pdf/2022%20shitsuosyo.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
① 学部長会議 ② 自己点検・評価委員会 ③ IR推進室 ④ 外部評価委員会	① 内部質保証の推進に責任を負う ② 全学的観点で自己点検・評価を行う ③ 大学の諸活動の効果検証、情報提供を行う ④ 自己点検・評価の結果について検証及び評価を行い、本学の教育研究の向上に資する提言を行う
名簿 (URL・印刷物の名称)	
① 杏林大学学部長会議規程 ② 杏林大学自己点検・評価規程 ③ 杏林大学IR推進室規程 ④ 杏林大学外部評価委員会 外部評価報告書 (2023 (令和5)・2024 (令和6) 年度 自己点検・評価報告書対象)	
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

杏林大学における内部質保証の概要イメージ図



2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準2 内部質保証】

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料 (設置履行状況調査結果など)
【AC】 指摘事項 (改善)	【医学研究科医学専攻】 多くの専任教員が辞任しているが、改善策が明確ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編制のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。	2024 年度	履行中 ※履行状況調査では、以下の通り回答。 多数の辞退および辞任が生じている理由は、大学院担当教員の推薦条件を変更したことに起因している。開設年度の担当教員の推薦対象者として、博士号を取得していない教員であっても、教授が研究科担当としてふさわしいと考えられる者であれば、就任可能としたため、届出時を大幅に超える教員（324名）が担当教員となった。しかし、開設後の医学専攻における教育・研究体制の見直しにおいて、大学院指導者の適格性について再度検討を行った結果、原則博士号を取得した教員が指導すべきとの結論に至り、博士号を取得していない教員は推薦対象者に含めないこととしたため、博士号を取得していなかった教員（64名）が辞任することとなった。なお、届出時の教員156名のうち、139名は現在も担当教員として大学院教育を担っており、担当教員が大幅に入れ替わったという事実はなく、また、今年度の大学院の担当教員数は大学院担当教員の適格者が数多く採用された結果271名となり、昨年度の252名より増加している。このように開設から現在に至るまで届出時の156名を大きく上回る教員を配置し、完成年度に至るまで現在の水準とほぼ同数の教員を確保していることから、教育研究水準の維持向上および安定的な教員確保にあたり問題は生じていない。	
【AC】 指摘事項 (改善)	【医学研究科医学専攻】 多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編制のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。	2023 年度	履行中 ※履行状況調査では、以下の通り回答。 多数の辞退および辞任が生じている理由は、大学院担当教員の推薦条件を変更したことに起因している。開設年度の担当教員の推薦対象者として、博士号を取得して	

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準2 内部質保証】

			いない教員であっても、教授が研究科担当としてふさわしいと考えられる者であれば、就任可能としたため、届出時を大幅に超える教員（324名）が担当教員となった。しかし、開設後の医学専攻における教育・研究体制の見直しにおいて、大学院指導者の適格性について再度検討を行った結果、原則博士号を取得した教員が指導すべきとの結論に至り、博士号を取得していない教員は推薦対象者に含めないこととしたため、博士号を取得していなかった教員（64名）が辞任することとなった。なお、届出時の教員156名のうち、139名は現在も担当教員として大学院教育を担っており、担当教員が大幅に入れ替わったという事実はなく、また、今年度の大学院の担当教員数は大学院担当教員の適格者が数多く採用された結果271名となり、昨年度の252名より増加している。このように開設から現在に至るまで届出時の156名を大きく上回る教員を配置し、完成年度に至るまで現在の水準とほぼ同数の教員を確保していることから、教育研究水準の維持向上および安定的な教員確保にあたり問題は生じていない。	
【認可】 遵守事項	【保健学部健康福祉学科】 収容定員増加後に養成する人材等を踏まえて客観的な根拠に基づき長期的な学生確保の見通しを説明すること。	2021年度	履行済 令和3年7月に定員増の経緯、背景及び必要性並びに入学定員増の長期的・安定的な学生の確保について記した補正申請書を提出した。	設置計画履行状況等調査の結果について (令和3年度)
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関する場合は、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	
改善報告書検討結果 URL [※]	
備考： 2026年7月31日（金）までに提出予定	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

【専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程】教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿のURL

備考：

※関係法令：大学設置基準第42条の8条、専門職大学設置基準第11条、専門職大学院設置基準第6条の2
 ※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準2 内部質保証】

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	自己点検・評価 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/evaluation/
[教育情報]	
教育研究上の目的	大学(学部学科)、大学院(研究科専攻)ごとの理念・教育研究上の目的、教育目標 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/mokuteki/
教育研究上の基本組織	学園組織 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/formation/
学位授与方針	・杏林大学、大学院の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/policy/ ・各学部・各研究科の3つのポリシー https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/
教育課程の編成・実施方針	同上
学生の受け入れ方針	各学部・各研究科の3つのポリシー https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	・学園組織 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/formation/ ・各学部・研究科webページ
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	学園データ https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/information/data_file.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	就職データ https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/data/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	公開シラバス https://portal2.kyorin-u.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/PPky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	履修規程・学修規程 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/student/jugyo/rules/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	アクセス https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/access/
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	学費 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/student/gakuhi/payment/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	学生支援センター https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/student/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	-
財務情報	経営・財務情報 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/financial/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	※要公表

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準2 内部質保証】

学位の取得状況	学園データ https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/information/data_file.html
学生の成長実感・満足度	数字で見る杏林大学 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/ir/numbers.html
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	・数字で見る杏林大学 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/ir/numbers.html ・就職データ https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/data/
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	数字で見る杏林大学 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/ir/numbers.html
学修時間	同上
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	入試データ・過去問題 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/past/
教員一人あたりの学生数	数字で見る杏林大学 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/ir/numbers.html
学事暦の柔軟化の状況	学年暦 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/student/campuslife/schedule/
履修登録単位の登録上限の状況	履修規程・学修規程 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/student/jugyo/rules/
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	実施なし ※要公表
FD・SDの実施状況	※要公表
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	杏林大学教職課程が目指す教員像・到達目標 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/aim/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	組織及び教員の数等 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/organization/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	教職に関する科目 ～授業内容関連・シラバス～ https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/subject/
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	教員免許状取得状況 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/data_license/
卒業生の教員への就職の状況に関すること	教員就職状況 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/data_teacher/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	教職課程の質の向上に係る取組 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/career/kyoshoku/quality/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証

(本文)

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点(1)>

内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学は2019年3月に「杏林大学内部質保証の方針」を制定した（2022年7月に一部改正）。同方針は、理念・目的及び使命の達成を目指し、教育研究活動をはじめとする諸活動について適切に点検・評価を行い、その結果を踏まえ、不断の改善を進めることを基本的な考え方としている。

内部質保証の体制は、「二重螺旋型のPDCA構造」を基軸として設計されている。すなわち、各学部・研究科・附置センター等が日常的に教育・運営上の課題解決を図る「小さなPDCA」を絶えず回しつつ、その成果や課題を全学的な「大きなPDCA」としての自己点検・評価に接続するものである。各部局の取組を全学的視点で検証し、その成果を再び現場の改善に還元することで、大学全体としての質向上が螺旋的に進展する体制を形成している。

この仕組みの中核を担うのが学部長会議、自己点検・評価委員会及びIR推進室である。学部長会議は学長を議長とし、内部質保証の責任主体として全学の方向性を示し、各部局の取組状況を共有・調整する役割を果たす。自己点検・評価委員会は、各学部・研究科・附置センターから提出された年次報告をもとに、教育・研究・運営に関する課題を俯瞰的に整理・分析し、全学的な視点で問題を総括している。さらに、IR推進室は教育活動や学生状況に関するデータを収集・分析し、学部長会議や自己点検・評価委員会にエビデンスを提供することで、データに基づく質保証を支援している。また、外部有識者による外部評価委員会を設置し、自己点検・評価の妥当性や客観性を検証する体制を整えている。これらの仕組みを通じて、本学は日常的な課題解決と全学的点検・改善を連動させることにより、教育の質保証をスパイラル状に発展させている。

このように、本学の内部質保証の方針は、基本理念から組織体制、手続きに至るまで体系的に定められており、実効性を担保する仕組みが整っている。同方針の全文は大学ウェブサイト上で公表されているほか、学内においては各種会議体を通して教職員に周知徹底されている。

<評価の視点(2)>

教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。

本学では、学部長会議が、各部署の日常的な「小さな PDCA」を全学的な「大きな PDCA」へとつなぐハブとして機能し、内部質保証の中核的役割を担っている。従来の内部質保証システムに加え、学部長会議における議論の実質性を高めることに重点を置き、運営方法を工夫している。特に、会議が形骸化することを防ぐため、議題を整理・管理するとともに、各議題が PDCA サイクルのいずれに該当するか明示している。これにより、同会議の構成員が常に PDCA サイクルを意識しながら内部質保証に資する議論を行えるように配慮している。

この仕組みにより、学部長会議は、各部署で得られた改善事例や課題を全学的に共有し、教育課題や改善事項を俯瞰的に整理したうえで、実効性ある改善策を導き出す場として機能している。直近3年間の集計では、Plan に関する議題が41件、Do が11件、Check が73件、Action が34件となり、各段階にわたって均衡の取れた議論が行われている。特に「Check」「Action」に分類される議題は全体の約7割を占めており、点検と改善を重視する姿勢が示されている。

学部長会議が課題を抽出し改善に向けて議論した結果、具体的な成果に結びついた事例は以下の通りである。

一つ目として、FD・SD 活動について、従来、参加率の低さや教職員の意識付けの不足が課題であった。これに対して、「杏林大学 FD・SD の基本方針」を策定し、全教職員が年間1回以上 FD・SD に参加することを必須とするとともに、各活動の参加者・内容・方法・効果を測定することで、継続的な改善を図る仕組みを整備した。さらに2024年度には、学長を中心に各学部・研究科の FD 委員会及び IR 推進室による実施検討会議を開催し、「コア FD」制度を導入した。この制度では、各学部・研究科が年度内に計画する FD の中で最重要課題と位置付けるテーマをコア FD として選定し、全教員の参加を必須とした。加えて、年度末には全教員を対象に、FD 参加による自身の行動変容を問うアンケート調査を実施し、行動変容があった教員の割合をもって FD の有効性を検証し、次年度の企画に反映させることで、学部長会議を通じた全学的 PDCA が実効性を持って回っていることを示している。

二つ目に、学習成果の把握と改善の取り組みが挙げられる。本学では、IR コンソーシアム共通学生調査の実施や、授業評価アンケートを過去のデータ分析に基づき、必要な情報を少ない設問で的確に得られる項目を設定している。この調査結果は学部長会議で報告・共有

され、各学部の改善施策に反映されている。例えば、2021年度の調査では医学部上級生の満足度が43%と低く、学部長会議で改善指示を行った結果、2023年度の調査では上級生・1年生ともに20%以上満足度が向上した。学部長会議における課題共有と改善指示が、具体的な学習成果向上に結びついていることが確認できる。

三つ目に、教学の根幹をなす3つのポリシーについても、毎年度、学部長会議を通じて妥当性の確認・見直しを依頼し、その結果を会議で諮ることで全学的な教育改善に反映させている。頻繁な見直しは行われないものの、不断の改善を企図する取り組みであり、教育の質保証を効果的に推進している。

以上のように、学部長会議はPDCAサイクルを意識した議題管理と具体的取り組みを通じて、教育課程や学習支援の在り方を全学的に調整し、全学的観点から各部局を支援することで教育の質保証を実効性のあるものとしている。

<評価の視点(3)>

大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、大学全体及び各学部・研究科・附置センター等において自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会が取りまとめ、全学的観点から検証した上で学部長会議に報告する仕組みを整えている。また、外部評価委員による客観的な評価を取り入れることで、内部質保証の実効性を高めている。さらに、教育活動のデータ分析はIR推進室が担い、学長、自己点検・評価委員会及び学部長会議に対して現状の検証や意思決定支援を行う体制を整えている。

2023年度及び2024年度については、第3期認証評価の結果を受け、従来の包括的な部局単位の自己点検を一時的に見直し、認証評価で指摘された課題や提言に焦点を当てた全学的な自己点検を実施している。これにより、各部局が通常型の自己点検を行う代わりに、認証評価対応を通じて現状を分析し、改善策を学部長会議で審議・決定の上、改善に結び付ける実効性の高いサイクルを形成している。

その成果として、「3つのポリシー」については授業科目や入試方式の記載を削除し、2023年度に全学的視座をもった構造改正を完了させることで、一貫性をもった中長期的な運用が可能になっている。同じく2023年度にはFDに関する基本方針を策定し、全教職員の年1回以上の参加を必須化することで、従来の自主的取り組みからの転換を図り定着させている。さらに、中期計画を策定し、その進捗を定期的に点検・検証する仕組みを整えることで、大学全体のマネジメント基盤を支える体制を築いている。

学生支援の面では、学生支援センターを中核とした全学的体制を整え、障がい支援調整委員会を設置するなど、修学上の合理的配慮を制度化している。入試改革においても、高大接続を意識した方針整理や外国人留学生入試の改善を進め、入試制度を体系的に整備してい

る。

なお、医学部では日本医学教育評価機構（JACME）による分野別評価を定期的に受審しており、医学教育の質を国際水準に照らして検証している。学部横断的に組織されている教職課程についても独自の自己点検・評価を実施している。例えば、2022年度に実施した点検・評価の結果、理想の教員像及び3つのポリシーは2010年に制定されたものであり、求められる能力や社会環境の変化に十分に対応していない点が明らかになった。これを受け、2023年度には、理想の教員像と3つのポリシーの見直しをアクションプランの中心に据え、改正を行った。さらに、この改正内容を踏まえ、履修カルテにおける学生の自己評価基準項目との対応を進め、学生が自身の資質・能力を振り返る観点として活用できるよう改善を図っている。

以上のことから、本学は全学的にも、各部局レベルでも自己点検・評価を定期的に実施し、その成果を改善・向上へ結び付ける体制を確立している。特に2023・2024年度は、2022年度に受審した認証評価の結果に応える形で教育研究の質向上に取り組んでいる。

<評価の視点(4)>

学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

本学では、学部・研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性と妥当性を確保するために、学外の有識者や学生の意見を取り入れる仕組みを整えている。

外部の視点については、2023年度及び2024年度の自己点検・評価に際し、第三者評価委員を近隣の高等学校副校長及び本学卒業生の就職先企業の代表者に委嘱し、教育の一貫性や改善活動の有効性について評価を受けている。外部意見は、自己点検の妥当性を確認しつつ、改善に資する観点を補強する役割を果たしている。

学生の意見については、全学的に授業評価アンケートを実施し、結果を公表するとともに教育改善に活用している。また、学生の意見を収集できる目安箱の設置に加え、一部の学部では教務委員会に学生を参画させる機会を用意し、授業運営や学習環境の改善に学生の意見を反映している。こうした仕組みにより、教育改善に学生の声を取り込むことが可能になっている。

なお、医学部ではJACMEによる分野別評価を受審しており、国際基準に照らした外部評価を定期的に得ている。

このように、本学は外部有識者や地域社会ならびに企業の関係者、さらに学生の意見を取り入れることで、自己点検・評価の客観性と妥当性を多方面から高める工夫を重ねている。

<評価の視点(5)>

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、行政機関及び認証評価機関からの指摘事項に適切かつ迅速に対応する体制を整えている。行政機関からの設置届出や設置計画履行状況報告に際しては、付帯事項として示された確認事項に対し、関係部局が速やかに是正措置を講じている。

認証評価機関からの指摘については、2022年度の第3期大学基準協会（JUAA）認証評価で示された改善課題を踏まえ、2023年度及び2024年度に課題志向型の自己点検を全学で実施している。特に、医学部における収容定員管理に関しては、入学者数の適正化を中心とする改善策を検討・実施した結果、順調な改善傾向にあることを確認している。

改善状況は「自己点検・評価報告書」に明記し、進捗を可視化するとともに、次年度計画に反映させる仕組みを整えている。これにより、指摘事項への対応が一介の是正措置にとどまらず、教育研究活動全体の質向上に結び付くよう工夫している。

以上のように、本学は行政機関や認証評価機関等から指摘事項に対し、全学的な検討と改善活動を通じて適切に対応し、内部質保証の強化を図っている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点(1)>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、教育研究活動、自己点検・評価の結果、財務状況など大学運営に関わる基本的情報を広く公表し、社会に対する説明責任を果たしている。これらは学校教育法施行規則や私立学校法に基づく法的要請に応えており、大学運営の透明性を確保する基盤となっている。

大学ウェブサイトには「研究業績」「教育情報の公開」「経営・財務情報」等のページを設け、教育研究の成果や経営状況を継続的に掲載している。自己点検・評価の結果についても毎年度報告書を公開し、教育改善の進捗を社会に明示している。授業評価アンケートの結果も全件公開し、教育改善の透明性を高めている点は本学の特色である。

さらに、受験生・保護者に向けた学納金や就職実績の開示、地域社会に向けた公開講座や連携事業の広報など、ステークホルダーに応じた情報提供を行っている。これらの取り組みは、法令遵守に留まらず、社会に開かれた大学活動に昇華させている。今後は、「情報公開方針」を策定し、公開の理念や範囲を明文化の上、組織的な情報発信の一貫性を確立していく。

<評価の視点(2)>

教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学では、内部質保証の高度化とエビデンスに基づく意思決定を支援するため、2018年にIR推進室を設置した。IR推進室は、学生や教育活動に関するデータを計画的に収集し、客観的な分析結果を学長、学部長会議、各学部・研究科等に随時提供することで、大学運営と教育の質保証を支えている。

学習時間、退学率、就職率、授業評価アンケート結果などの教育関連データを継続的に分析し、各部局にフィードバックを行っている。退学率に関わる各種分析は学生支援の充実を、就職率の検証はキャリア教育の改善を促す基礎データとなっており、教育改善と学習支援に直結するエビデンスを提供している。また、授業評価アンケートの集計・分析はFD活動やコアFDのテーマ設定に用いられ、教育改善のサイクルを支えている。

こうしたIR活動の成果は「数字で見る杏林大学」として学外に公表しており、大学の教育成果を社会に分かりやすく発信する役割を担っている。さらに、行政機関への設置計画履行状況報告や認証評価資料の作成においても、これら統計資料や分析データは説明責任の

【基準2 内部質保証】

基盤として十全な機能を果たしている。

今後は、学習成果の可視化や卒業時到達度の把握、データに基づく経営戦略の策定支援など、より高度な IR 活動へ発展させていくことが期待される。これにより、内部質保証の実効性をさらに高め、教育の成果を社会に適切に示す仕組みをより一層強化していく。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点(1)>

内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、内部質保証システムの有効性と適切性を定期的に点検・評価し、その結果を踏まえて継続的に改善・向上に取り組んでいる。これらの取組は、部局レベルの日常的改善と、全学的な年次点検を相互に循環させる「二重螺旋型 PDCA 構造」を基盤として運用されている。すなわち、日常的な教育改善の蓄積が全学的な点検・評価に接続され、その結果が再び各部局にもどる形で、大学全体の質保証が螺旋状に高度化する仕組みが形成されている。

2019 年に「杏林大学内部質保証の方針」を策定し、自己点検・評価委員会と学部長会議を両輪とする全学的体制を整備した。2022 年度には同方針を発展的に改訂し、自己点検・評価委員会が取りまとめた結果を学部長会議で遍く共有・審議し、改善策に反映する仕組みを明確化するなど、両者の連携を強化している。これにより、自己点検の成果が学部長会議における議論と意思決定を通じて教育改善へ直結する流れが確立している。このように、学部長会議は内部質保証システムを推進する中核的な組織として機能している。

さらに、学部長会議の構成員を見直し、従来の学部長に加えて IR 推進室長、データサイエンス教育研究センター長、医学部事務部長、井の頭事務部長を新たにメンバーに加えている。これにより、データ分析や教育方法の専門的知見、学部運営の現場感覚、キャンパス横断的な調整機能が加わり、内部質保証に関する議論の幅と深さを拡充させた。

また、学部長会議では各議題を PDCA サイクルに基づいて整理・管理し、議事録にもその位置付けを明記することで、改善プロセスの進捗を可視化している。この仕組みにより、教育課題の把握から改善策の実施までが体系化された形で示されることとなり、内部質保証システム全体の実効性をより一層高める取り組みとなっている。

このように、本学は内部質保証システムそのものを定期的に点検・評価し、方針や体制の見直し、学部長会議を中核とする推進体制の強化を通じて、教育の質を保証する仕組みをより有効に機能させている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証に関する取り組みの主たる長所は次の通りである。第一に、内部質保証方針に基づき、自己点検・評価委員会と学部長会議を両輪とする全学的体制を整備し、質保証の基本的枠組みを確立している。第二に、学部長会議を内部質保証システムの中核的な推進組織として位置付け、PDCA サイクルに基づく議題管理を徹底することで、教育改善に直結する実質的な議論・意思決定を行っている。第三に、学部長会議の構成員を拡充し、IR推進室長、データサイエンス教育研究センター長、医学部事務部長、井の頭事務部長を加えることで、データ活用、教育方法、学部運営、キャンパス横断という視点が強化された。加えて、自己点検・評価結果及び授業評価アンケート結果等の公表を通じて広く説明責任を果たし、IRによるデータ分析や外部評価等の活用により、評価と施策に客観性が担保されるように努めている。

一方で、学生の意見反映は授業評価アンケートや目安箱の運用、一部委員会への参画にとどまっており、全学的かつ包括的な仕組みの構築にはさらなる改善の余地があると捉えている。情報公開については、すでに多様な情報を適切に公開しているが、大学としての「情報公開方針」が未策定であり、統一的な方針に基づく運用が求められる。さらに、IR活動は一定の成果を挙げているものの、学習成果の可視化や卒業時到達度の把握といった、より高度な質保証への展開が今後の課題である。

これらを踏まえると、本学は明確な実施体制の構築と実質的な運用には成果が確認される一方、学生参画、情報公開方針、IRの高度化の観点から、内部質保証システムのより一層の強化、機能の深化を図ることができると見込まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、内部質保証方針の策定及び学部長会議を責任主体とする体制整備を通じて、内部質保証システムを実効的に運用している。今後は、この基盤をさらに発展させ、教育の質を担保する仕組みのみならず、大学の戦略的意思決定と社会的説明責任を支える中核的基盤へ成長させることが重要である。

改善・発展の方策として、第一に、学生参画の拡充が挙げられる。授業評価や限定的な委員会参画にとどまらず、学習環境やカリキュラム改善、学生支援策の検討段階で学生の意見を反映できる仕組みを体系的に整備することが求められる。第二に、情報公開方針を策定し、公開の目的・範囲・方法を明確化して学内外に周知することで、情報発信の一貫性と透明性を一層高める必要がある。第三に、IR活動を高度化し、学習成果の可視化や卒業時到達度の把握など教育効果を直接示す指標を整備するとともに、分析結果を中期計画や経営戦略に活用するなど、マネジメントとの結び付きを強化することが重要である。

さらに、内部質保証システム全体を大学運営のマネジメントサイクルと有機的に結び付け、教育改善と組織運営の改善を相互に循環させることが望まれる。学部長会議を中心に全学的な検討を推進することで、教育活動の改善にとどまらず、組織運営や地域・国際社会との連携強化を積極的に展開していく。

全体として、本学は内部質保証に関する体制を整備し、実質的に運用している。今後は、学生参画の拡充、情報公開方針の策定、IR活動の高度化に計画的に取り組み、内部質保証システムを大学の基盤として一層発展させることで、教育の質を保証し、社会からの信頼に応える大学運営を実現していく。

評価：S・**A**・B・C

第4章 教育・学習

(基本情報一覧)

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
医学部	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/m_index.html
保健学部	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/h_index.html
総合政策学部	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/g_index.html
外国語学部	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/f_index.html
医学研究科	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/gm_index.html
保健学研究科(博士前期)	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/gh1_index.html
保健学研究科(博士後期)	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/gh2_index.html
国際協力研究科(博士前期)	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/gi1_index.html
国際協力研究科(博士後期)	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/gi2_index.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：医学部では、国家試験の受験資格認定上の要請から、自由選択の外国語を除く全ての授業科目が必修であることから、実質的な上限設定となっている。			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科 等名称	単位数						根拠となる 資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準 4 教育・学習】

備考：			
単位設定			
授業形態	1 単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程 (条項)	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため法学部及びグローバル学部は省略			

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○		○
	単位		○		○
備考：					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科 は学位課程別）	卒業・修了 要件単位数	既修得等 (注) の認定 上限単位数	URL・印刷物の名称
医学部	200 単位	60 単位	学則第 39 条第 1 項、第 27 条の 4 第 3 項、
保健学部 (臨床検査技術学科、健康 福祉学科、臨床工学科、救 急救命学科、臨床心理学 科)	124 単位	60 単位	学則第 39 条第 2 項、第 27 条の 4 第 3 項、 履修の手引き
保健学部 (看護学科看護学専攻)	137 単位	60 単位	学則第 39 条第 2 項、第 27 条の 4 第 3 項、 履修の手引き
保健学部 (看護学科看護学専攻、リハビリテーション 言語聴覚療法専攻)	133 単位	60 単位	学則第 39 条第 2 項、第 27 条の 4 第 3 項、 履修の手引き
保健学部 (診療放射線技術学科)	132 単位	60 単位	学則第 39 条第 2 項、第 27 条の 4 第 3 項、 履修の手引き
総合政策学部	124 単位	60 単位	学則第 39 条第 3 項、第 27 条の 4 第 3 項、履修案 内
外国語学部	124 単位	60 単位	学則第 39 条第 4 項、第 27 条の 4 第 3 項、
医学研究科 博士課程(一貫)	30 単位	20 単位	院則第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、第 22 条第 4 項

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準4 教育・学習】

保健学研究科 博士前期	30 単位	20 単位	院則第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、第 22 条第 4 項
保健学研究科 博士後期	20 単位	20 単位	院則第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、第 22 条第 4 項
国際協力研究科 博士前期	30 単位	20 単位	院則第 26 条の 2 第 1 項第 2 号、第 22 条第 4 項
国際協力研究科 博士後期	20 単位	20 単位	院則第 26 条の 2 第 1 項第 1 号、第 22 条第 4 項
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称

備考：例）前回評価から変更がないためグローバル研究科、法学研究科は省略

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果が否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
医学部	国家試験合格率、共用試験、臨床実習評価、IR コンソーシアム学生調査、卒業後アンケートの状況を推移を含めて確認。	杏林大学 web サイト https://www.kyorin-u.ac.jp/

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準4 教育・学習】

保健学部	GPA、国家試験合格率、留年率、進級率、授業評価アンケート、卒業アンケートの状況を推移を含めて確認。	
総合政策学部	GPA、大学 IR コンソーシアムの学生調査アンケートの結果、TOEIC, PROG テストの結果を活用。	
外国語学部	GPA、大学 IR コンソーシアムの学生調査アンケートの結果、TOEIC, HSK, PROG テストの結果を活用。	
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
医学部		
保健学部	教授会及び教務委員会	各会議体の会議資料および議事録
総合政策学部	<p>ルールは定められているものの、 各学部において会議体への付議なし</p>	
外国語学部		
医学研究科		
保健学研究科		
国際協力研究科		
備考：		

第4章 教育・学習

(本文)

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点(1)>

学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

(学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。)

本学は、建学の精神である「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念にしている(根拠資料4-①)。この教育理念、及び教育研究上の目的・目標に基づき、各学位課程ごと、すなわち大学(学士課程)、大学院(博士前期課程)、大学院(博士後期課程)別に卒業認定・学位授与の方針(以下、「ディプロマ・ポリシー」)(根拠資料4-②)を策定している。その大方針の下、それぞれの専門的学問分野の特性に応じて、各学部・各学科及び各研究科・各専攻ごとにディプロマ・ポリシー(根拠資料4-③)を策定しており、修得すべき知識、技能、態度、能力等を明示している。

(教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。)

各学部・各学科及び各研究科・各専攻では、それぞれのディプロマ・ポリシーに準拠した形で教育課程の編成・実施方針(以下、「カリキュラム・ポリシー」)を策定している(根拠資料4-③)。カリキュラム・ポリシーは教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を示したうえで、ディプロマ・ポリシーに定められた知識、技能、態度、能力等、当該学位にふさわしい学習成果を達成するための教育内容と教育方法について具体的な方針を定めている。例えば、外国語学部のカリキュラム・ポリシーでは、高度な外国語運用能力、コミュニケーション能力、問題解決能力等、7つの能力を修得するための科目(教育内容)と、海外留学やアクティブ・ラーニング、ソーシャル・ラーニング等、学習成果達成のための教育方法に関する方針を定めている。

<評価の視点(2)>

上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学における各学部・学科及び各研究科・専攻において達成されるべき学習成果は、以下の観点から、それぞれが授与する学位にふさわしいものとなっている。

・ 学士水準との整合性

各学部のディプロマ・ポリシーは、それぞれの分野における専門的な知識・技術・技能と活用力に加えて、文部科学省が「参考資料9 各専攻分野を通じて培う『学士力』－学士課程共通の『学習成果』に関する参考指針－」にて示す能力と整合性を確保して策定されている。

・ 社会人基礎力との整合性

各学部・学科及び各研究科・専攻が定める学習成果は、経済産業省が示す「人生100年時代の社会人基礎力」の3つの能力を包含するものであり、社会的適切性を有している。

・ 国家試験合格率

医学部生が目指す医師国家試験、及び保健学部の各学科において学生が目標とする国家試験にて、毎年高い合格率を維持している。令和6年度は、全ての国家試験の合格率が全国平均値を上回った（根拠資料4-④）。こうした結果からも、ディプロマ・ポリシーで定められた学習成果が、それぞれの学位にふさわしいと評価できる。

・ 就職率

令和6年度卒業生の就職希望者のうち、総合政策学部では98.5%、外国語学部では98.7%が就職した。文部科学省と厚生労働省が抽出調査した全国62大学における就職率98.0%と比較しても高い水準となっていることから（根拠資料4-⑤）、当該2学部のディプロマ・ポリシーで定められた学習成果は社会的に適切であろう。

【根拠資料】

根拠資料4-① 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/history/>

根拠資料4-② 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/policy/>

根拠資料4-③ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/>

根拠資料4-④ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/news/1262/>

根拠資料4-⑤ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/news/1262/>

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点(1)>

学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

前項で述べたとおり本学では学生が達成すべき学習成果を定めたディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーが策定されている。各学部・各学科及び各研究科・各専攻の教育課程は全てこのカリキュラム・ポリシーを基盤として作成されており、授与する学位に整合する学問体系が編成されている。すなわち、教育課程内の授業科目は全て特定の学習成果を達成するために設置されており、カリキュラム・マップによってその位置づけが学生に明示されている。例えば、医学部のカリキュラム・マップでは、医学準備教育、行動科学、基礎医学、臨床医学、社会医学、外国語の6つの領域からなる授業科目が体系的、順次的に編成されており、教育課程において年次ごとにどのような学習成果が達成されるかが示されている（根拠資料4-⑥）。

各学部・研究科によって多少の違いはあるが、一般的には低学年時に一般教養科目や専門への導入的科目を多く設定し、学習が進むにつれて専門科目にシフトして、最後に学習成果として卒業研究・卒業論文、学位論文を配置するという学習の順次性に配慮した科目配置としている。また、その順次性や難易度、授業科目間の関連性を示した「科目ナンバリング」や「カリキュラム・ツリー」（根拠資料4-⑦、根拠資料4-⑧）を学生に示すことによって、それぞれの教育課程における学びの過程を可視化している。

また、授業期間及び単位の設定に関しては、学習成果の達成に効果的につながるように配慮している。各教育課程における科目の単位設定については、大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえて、杏林大学学則第26条及び杏林大学大学院学則第24条第2項に規定されるように、本学では1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して単位の計算がなされている。この学習時間を満たすために、原則全ての科目において授業回数15回を確保し、学生が無理のない範囲で学習成果を達成できるように履修可能な上限単位数を設定したCAP制を設けている。

【根拠資料】

【基準4 教育・学習】

根拠資料 4-⑥ 各学部のカリキュラム・マップ

根拠資料 4-⑦ 各学部の科目ナンバリング

根拠資料 4-⑧ 各学部のカリキュラム・ツリー

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点(1)>

授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果を達成するため、各学部・各学科および各研究科・各専攻における授業は、専門分野の特性に応じて、多様な授業形態と授業方法を組み合わせて設計されている。授業形態の設定については、杏林大学学則第25条第1項に基づき、科目の目的と求められる学習成果に照らして、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うこととされている。さらに、各学部・各学科及び各研究科・各専攻のカリキュラム・ポリシーにおいて、学習成果達成のための授業方法（CLIL（Content and Language Integrated Learning）、アクティブ・ラーニング、ソーシャル・ラーニング等）が明示されている（根拠資料4-⑨）。

例えば外国語学部では、外国語運用能力育成を目的とする授業科目を少人数の演習型授業とアクティブ・ラーニングを組み合わせ、専門的知識の体系的修得を目的とする科目には講義形式を中心にしつつディスカッションを取り入れるなど、各科目の目的に応じて授業形態と授業方法を設定している。授業担当者に対しては、到達目標との整合を図ったうえで授業設計を行い、その内容をシラバスに明示することを義務付けている（根拠資料4-⑩）。

これらの授業形態及び授業方法の効果検証は、複数の観点から定期的に行われている。上記外国語学部の例でいえば、TOEIC平均スコアの経年変化による科目設計の妥当性の検証に加え、留学プログラム参加者のポートフォリオ評価により研修の教育効果を把握している。また、授業評価アンケート及び卒業時アンケートを活用することで、授業がシラバスに沿って実施され、ディプロマ・ポリシーで定めた学習成果達成に寄与しているかを評価している。

他学部においても、学習成果の達成に向けて効果的な授業形態及び授業方法が設定され、検証結果から期待された効果が得られていることを確認している。例えば医学部においては、医師の社会的責任の理解、医学知識と技能の修得、問題解決能力・リサーチマインドの涵養等を目的とし、その達成のために医療現場の体験学習やアクティブ・ラーニング、見学型及び参加型の実習を取り入れている。全国平均を上回る国家試験合格率や授業評価・卒業時アンケートの結果から、授業設計が実際に学習成果の達成に結びついていることが示されている。

<評価の視点(2)>

ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として全国で始まった遠隔授業だが、本学でもICT環境・設備を整備し、学生と教員の双方向性を確保した授業運営を実施した。その結果、一定の効果を得ることができた一方、学生アンケートからは、画面越しの受講による疲労や課題遂行の困難さを訴える学生も一定数確認された(根拠資料4-⑪)。これらを踏まえ、本学の教育理念である「人のために尽くすことの出来る国際人の育成」に照らし、教員・学生の直接的な交流を重視する面接授業の意義を再評価し、遠隔授業は必要性の高い科目に限定して実施する方針としている。なお、遠隔授業の実施に関する学内指針については、現在策定に向けて検討を行っている。

2024年度に実施した遠隔授業は、①履修者数が教室の収容人数を超えることが想定される全学共通科目(「保健・医療の現状と未来」「社会と大学」)、②社会人学生が多い大学院科目の一部、③学生の習熟度差が大きいデータサイエンス関連科目に限定した。全学共通科目については、設計段階からオンデマンド配信でも効果的に学習できる内容とし、双方向性を確保した授業方法を導入した結果、授業評価アンケートでは面接授業と同等の満足度が得られている(根拠資料4-⑫)。また医学研究科および保健学研究科では、遠隔授業の併用が社会人学生の学びの継続を支援する効果を示している(根拠資料4-⑬)。さらに、データサイエンス関連科目では、ICTリテラシーの習熟度の高い学生には遠隔受講を認め、習熟度の低い学生には対面指導で手厚く支援するハイブリッド型授業を導入しており、学生の熟達度に応じた柔軟な学習支援が有効に機能している(根拠資料4-⑭)。

全ての遠隔授業では、学習管理システム UNIVERSAL PASSPORT の活用や対面指導の併用など、双方向性を確保し、それぞれの目的を達成できるよう適宜工夫して授業が行われている。授業評価アンケートから、学生の満足度が高く、期待された効果も得られていることが確認されている。

<評価の視点(3)>

授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか)。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

本学では、学生支援に関する方針（根拠資料4-⑭）を以下のとおり定めている。

杏林大学は、学生の多様性を尊重するという基本姿勢の下、一人ひとりの学生が学習を通じて、豊かな学生生活を送ることができるよう支援を行うことを最優先課題と定める。

具体的には、学習目標を達成するための指導・相談体制を充実させ、自ら意欲的に学習に専念できる環境の整備に努めるとともに、その基盤となる生活の安定や健全な心身の維持増進に資する支援を行う。さらには、大学での学びを活かした学生の自律的なキャリア形成の支援をきめ細かく行う。

この方針の下、課程修了時に求められる学習成果の達成のために、各学部・研究科において以下のとおり取り組んでいる。

<学生の多様性に応じた制度的・運用的取組み>

本学では、学生の多様な背景や学習状況を踏まえ、教育課程の運用や学習支援に取り組んでいる。どの学部においても一部の授業科目でクラス分けを実施しており、習熟度別クラスにより学習効果を高める場合や、学力を平準化したクラス編成により学生同士の相互学習（ピア・ラーニング）を促す場合がある。

また、学生個々人の状況にきめ細やかに対応するため担任制やアカデミック・アドバイザー制を導入し、定期的な面談等を通して状況を把握し必要な支援へと繋げている。各研究科においては、少人数の利点を生かして、指導教授が一人ひとりの学生の状況に応じて指導を行っている。

さらに、いずれの研究科においても就業や育児等に配慮した長期履修制度を設け、多様な生活状況に応じた修学機会を保障している。加えて、合理的配慮を必要とする学生への支援体制も整備されており、支援フローの明確化（7頁参照）や教職員研修を通して包摂的な教育環境の構築が進められている。

<単位の実質化を図る取組み>

上記評価項目②に対する報告のとおり、本学では1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して単位の計算がなされている。各授業科目の内容も、この1単位45時間に見合うようにシラバスが作成され、それぞれの計画に沿って各授業が実施されている。また、原則全ての科目において授業回数15回を確保し、休講等が生じた場合には補講によって補うこととしており、所定の学習時間が確保される仕組みを取っている。

また、CAP制においても、学生の多様性に配慮した柔軟な運用を行っている。原則として1学期あたりの履修上限をおおむね22~25単位としながらも、前学期における獲得GPA（Grade Point Average）が一定基準を上回る学生に対しては履修上限を緩和し、逆に基準を下回る学生には履修上限をさらに制限することもあり、学習状況に応じた柔軟な運用によ

って単位の実質化を図っている。

<自律的学習を支えるシラバスの作成と活用>

学生が授業の目的や学習内容を理解し、自律的に学びを進められるよう、本学では全学的にシラバスの作成と運用に力を入れている。共通フォーマットを用い、授業概要、学位授与方針との関連、到達目標、授業外学習の内容、評価方法・基準、課題に対するフィードバックの方法などを統一的に明示している。さらに、第三者チェック体制による確認と必要に応じた修正依頼、その後更なる確認といった入念なチェック体制をとることで、記載内容の充実と整合性を確保し、学生がシラバスを活用することにより主体的に準備・復習できるよう工夫している（根拠資料4-⑮）。

<履修指導と学習状況に応じた教育支援>

各学部・研究科では学期はじめのオリエンテーションによる履修説明に加え、個別相談が可能な仕組みを整えている。総合政策学部では履修登録期間にあわせて「履修相談室」を設け、教務委員と教務課職員が連携して、履修の組み方、卒業要件の確認、プログラム履修の状況など多様な相談に応じている。外国語学部ではアカデミック・アドバイザー制度に基づくGPA面談を通して、前学期の獲得GPAが一定水準を下回る学生に対して履修や学習について個別に助言している。大学院においても、研究計画書の作成や研究報告会を通じて、学習進捗を可視化しながら指導教員が助言を行う体制を整備している。

加えて、授業外学習を支援するフィードバックの実施にも力を入れている。各授業科目では、課題に対するコメント、レポート返却時の指導、オンラインシステムを活用したフィードバックなどを行い、学生の内容理解を深化させるための支援を行っている。例えば、外国語学部の一部の授業ではオンラインのデジタル書籍を一定期間に一定量読むことが課題として出されているが、内容に関するクイズと学生一人ひとりの進捗状況について、定期的にフィードバックがなされており、継続性が必須となる語学学習の後押しとなっている。また医学部では、定期的に小テストを実施し、その結果を個別にフィードバックすることで、学生が弱点を把握し、学習を修正できるよう支援している。これらのフィードバックは、学生が主体的に学びを進めるうえで重要な役割を果たしており、学習意欲の向上および学習成果の達成に大きく寄与している。

その他にも、学生の学びが効果的に達成できるようにするための様々な取り組みがなされている。例えば、保健学部や総合政策学部では、グループディスカッション、レポート、実習評価等を通じた理解度確認を行い、必要に応じて教員が授業内外で助言を行っている。大学院においても研究計画書指導や研究報告会の実施を通して学習進捗を可視化し、指導教員が適切な助言を提供している。外国語学部では、期中イベントの一つとして、英語教員と上級学年の学生が学部生に向けてTOEICの勉強会を行うことで、TOEICの学習と受験に対する意欲向上に貢献している。

【根拠資料】

- 根拠資料 4-⑨ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/>
- 根拠資料 4-⑩ 外国語学部シラバス
- 根拠資料 4-⑪ 遠隔授業に関する学生アンケート集計結果
- 根拠資料 4-⑫ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/torikumi/class/>
- 根拠資料 4-⑬ 保健学研究科 2024 年度秋学期修了時アンケート結果
- 根拠資料 4-⑭ 大学ウェブサイト <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/student/>
- 根拠資料 4-⑮ 2024 年度シラバス第三者チェック 割り振り

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

<評価の視点(1)>

成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

成績評価については、杏林大学学則第27条、杏林大学大学院学則23条に基づき、評価指針を「履修案内」や「授業内容（シラバス）」に明記することで客観性と厳格性を確保している。すなわち、杏林大学学則第27条第3項に「試験の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とし、SABCを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については所定の単位を与える」と規定し、第27条の5第2項では「学生に対して、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする」と規定している。研究科においては杏林大学大学院学則第23条に「学科目の履修の認定は、学期末又は学年末に試験又は研究報告によって行い、その方法は学科目担当教授が定める」旨が明記されている。また、第23条2に「試験又は研究報告の成績は、S（90点以上～100点）、A（80点以上～90点未満）、B（70点以上～80点未満）、C（60点以上～70点未満）、D（60点未満）の5種とSABCを合格、Dを不合格とする」と規定されている。これらの判定基準に基づいて成績評価がなされることで、客観性及び厳格性を維持している。

さらに医学部では、5年次と6年次に学内で行われる総合試験の成績と医師国家試験の成績との相関関係を評価し、本学における成績評価の客観性・公平性・公正性を確認している。

また、学生の成績を総合的に判断する指標として、各学期終了時に国際的な評価指標であるGrade Point Average（GPA）による評価法を全学的に取り入れている。各科目の評価を数値化して平均値を算出することで、教員間の評価基準のばらつきを抑え、学生の学習成果を客観的に把握することが可能となり、成績評価の透明性と公正性を確保するための一助となっている。

<評価の視点(2)>

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価及び単位認定の基準・手続については、「履修案内」とシラバスの「評価方法」欄で学生に明示しており、それに基づいて評価結果を上記のS～Dとして表示している。

成績判定に対して学生が疑義を有する場合、全ての学部・研究科において疑義照会の機会を与えている。各学部で設定した問い合わせ受付期間に、所定の用紙を教務課に提出するこ

とで成績評価の根拠を確認することができる。実質的には学生からの不服申立に対する対応は全学的に行われていたものの、この点について、2024年度時点で履修案内等にて学生に明示していたのは総合政策学部と外国語学部のみであった。2025年度に医学部も同様に明文化することとしているが、全学的に統一した対応をすることで公平性を確保する必要があり、既にその対応に着手している。

<評価の視点(3)>

既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

既修得単位や実践的能力に基づく単位認定についても、学則等に定める範囲内で厳格かつ適正に実施している。杏林大学学則第27条の2、第27条の3、第27条の4において、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位及び学生が本学以外の教育機関等において取得した単位を60単位を超えない範囲で、また、杏林大学大学院学則第22条において20単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし認定している。例えば、全学的な取り組みとしては、大学間単位互換制度の一環として「大学コンソーシアム八王子」における単位互換制度を取り入れている。また、総合政策学部や外国語学部のように、学則に基づき入学前の既修得単位の認定、他の大学等における授業科目に履修科目の認定、協定校対象ブリッジ授業等による修得単位の認定を行っている学部もある。なお、編入・転入学の場合は、62単位を上限に既修得単位の認定を行っている（根拠資料 外国語学部履修規程第2条第6項）。加えて、保健学部では外部語学審査であるTOEIC、TOEFL、実用英語技能検定試験を受験した学生に対して、スコアに応じて外国語科目の単位認定を行っている。いずれの場合も、単位の認定は教務委員会において審議した後、教授会に諮ることで適切性を維持している。

<評価の視点(4)>

学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

学部における学位授与（卒業認定）については、所定の単位を修得することが卒業要件であること、またこれを満たした者に学位を授与することが、杏林大学学則第39条、学位規程及び各学部履修規程にて定められている。加えて、各学部履修規程において、単位の取得状況とGPA等を含めた総合的な結果を教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行うことが定められている。

大学院はいずれの研究科においても、大学院学則27条及び27条の2に基づき学位論文審査基準が定められており、「履修案内」や「授業内容（シラバス）」等で明示されている。また大学院学則27条にて、学位論文及び最終試験の合格・不合格は、当該研究科委員会の

審査報告に基づいて学長が決定すると定められている。

<評価の視点(5)>

学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

本学では、各学部・研究科において定められたディプロマ・ポリシーに基づき、所定の学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与している。学部においては、全ての授業科目がディプロマ・ポリシーで定められた学習成果に関連付けられており、それらの連関がカリキュラム・マップにて明示されている。所定の授業科目を修得し、単位取得を積み重ねることで、ディプロマ・ポリシーに基づく学位授与がなされる仕組みとなっている。また、上記のとおり、教務委員会と教授会といった複数の会議体で、卒業要件を満たしているかどうかの確認を徹底しているため、適切な学位授与が可能となっている。

各研究科においては、教育課程の集大成となる学位論文の提出が修了要件となっており、ディプロマ・ポリシーと論文審査基準を連関させることで、学位授与の適切性を確保している。また、論文審査に関しては、審査の透明性及び厳格性を維持するために、学生の研究指導を行った教員は、主査・副査を含めて審査委員に登用しないこととしている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点(1)>

学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

本学では、学習成果の把握・評価を教育の質保証の根幹と位置づけ、2022年度に全学的方針として「杏林大学アセスメント・プラン」を策定している。ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果の達成状況を把握・評価するとともに、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとの3つポリシー間の整合性の検証を目的として、同プランは評価方法、評価項目例、評価手順を体系的に定めている。各学部・研究科はこの全学的なプランに基づき、それぞれの分野の特性に応じて適切な Key Performance Indicator (KPI) とともに具体的な項目や方法を設定し、学習成果の点検・評価を行うこととしている。

<評価の視点(2)>

学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

上記アセスメント・プランにおいて、ディプロマ・ポリシーが目指す学習成果に鑑みて、カリキュラム・ポリシー、さらには実際のカリキュラムが目標達成するために相応しいものとなっているかを検証することになっている。その評価項目に関しては、カリキュラムの客観的教育効果を測定する直接指標（国家試験合格率、外部試験、アセスメントテスト、卒業論文・研究等）と学生個人の主観や個々の教員の基準に基づく間接指標（大学 IR コンソーシアム学生共通調査、授業評価アンケート、卒業率、就職率、GPA 等）に整理して設定している。例えば、全学部において GPA や各種アンケート結果等を用いながらも、医学部では OSCE や CBT といった全国的に標準化された試験、保健学部では国家試験結果、総合政策学部では PROG テスト、外国語学部では TOEIC や HSK を評価指標として活用するなど、学位の特性に応じた指標を設定している。このように、各学部・研究科の専門性に即して、ディプロマ・ポリシーに照らした適切な学習成果の把握・評価が行われている。

<評価の視点(3)>

指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

本学では、各学部・研究科が設定した指標を活用して学習成果の点検と教育改善を行っている。医学部においては、各指標から得られたデータを IR 室が分析し、その結果は教務委員会及び教授会で検討され、社会の現状に即した科目の新設や目標達成するためのカリキ

【基準4 教育・学習】

ュラム編成に用いられている。保健学部では、留年率や進級状況の分析に基づき、学習支援体制の改善に向けた検討がなされている。総合政策学部では、GPA、IR コンソーシアム学生共通調査結果等複数の指標の分析結果から、2026年度より新たな教育課程で学部を再編すべく2024年度に改組申請を行った。同様に、外国語学部では卒業時アンケートにおいて「高度な外国語運用能力を身につけられた」と回答した学生が7割前後で推移している状況とTOEICの点数推移を踏まえて、学習成果の一層の向上を図るため、改組申請の準備等を含めた教育改善に取り組んでいる。

このように、本学では学習成果の評価結果を教育改善に継続的に反映しており、PDCAサイクルが機能している。一方で、全学的な評価手法の共通化や効果検証の一層の可視化は途上段階であり、アセスメント・プランに基づく運用の標準化が今後の課題である。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点(1)>

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

本学では、教育課程及びその内容並びに教育方法に関する自己点検・評価は、「杏林大学内部質保証の方針」に基づき実施している。同方針では、理念・目的の達成に向けて、教育研究活動を中心とする諸活動を PDCA サイクルに沿って継続的に改善することを基本とし、学部長会議を中心とした全学的な組織体制（運営委員会、自己点検・評価委員会、IR 推進室、外部評価委員会）を明確にしている（根拠資料 杏林大学内部質保証の方針）。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、まず教育の実施主体である各学部・研究科が日常的な課題解決を図る「小さな PDCA」を絶えず回し、その成果や課題を、毎年度実施される自己点検・評価報告書として自己点検・評価委員会が統括して学長に報告する。その後、学長は必要に応じて学部長会議で改善指示を行い、現場に還元することで、大学全体としての質向上が螺旋的に進展する体制を形成している。

各学部・研究科における「小さな PDCA (各部門での PDCA)」に係る点検活動としては、学期ごとに実施される授業評価アンケート、年度ごとのシラバス第三者点検、年に2回の研究報告会（研究科）、卒業・修了時アンケート等がある。点検にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの整合性、到達目標の達成度、科目間の体系性や順次性などを基準として確認し、その結果は運営委員会、教授会・研究科委員会、教務委員会等の会議体で共有され、組織的かつ計画的に教育課程・教育方法の改善に活かされている。

<評価の視点(2)>

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

本学では、教育課程及び教育方法の点検・評価を行う際、成績、授業評価アンケート、資格試験結果、進路状況、大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」、卒業・修了時アンケートなど、多様なデータを適切な指標として活用している。これらのデータは IR 推進室が一元的に収集・分析し、学部長会議を通じて全学に共有され、教育課程及び授業改善のための基礎資料として用いられている。

学部・研究科レベルでは、学習成果・授業評価・資格試験・進路等の情報をそれぞれの特性に応じて活用することで、教育課程の継続的改善につなげている。例えば医学部では、国家試験結果、共用試験、臨床実習評価、卒業後アンケート等を体系的に分析し、教育課程の

実効性を検証している。保健学部では、国家試験結果、留年率、進級率、授業評価アンケートなどを定期的に点検し、教育目標や学習支援体制の改善に活かしている。総合政策学部では、PROG テストを通じてジェネリックスキルを定量的に測定し、教育課程の有効性を検証する仕組みを導入している。外国語学部では、TOEIC・HSK等の外部試験結果や学生調査を分析し、学習成果や授業方法の改善に結びつけている。また、医学研究科では研究進捗面談や学位論文審査結果、保健学研究科では授業評価アンケートや修了時調査、国際協力研究科では授業評価およびFD研修のフォローアップ調査結果などを、教育内容・方法の改善に活用している。

<評価の視点(3)>

外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

自己点検・評価の客観性を確保するため、全学的には「杏林大学内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価委員会および外部評価委員会を設置しており、教育課程や教育方法に関する評価結果について外部有識者からの継続的な助言・提言を受ける体制を整備している。例えば、2023年度の外部評価委員会報告書における本学のIR機能強化に向けて更なる取り組みが期待されるとの意見を踏まえて、2025年度からIR推進室を大学事務部の一部署から学長直轄の組織へと位置づけ、その調査範囲を拡大するための体制が整備される。

また、地域社会のニーズと教育課程の整合性を高めるため、包括連携協定を締結している三鷹市（2013年締結）及び羽村市（2010年締結）に、全学部のシラバス確認を依頼し、地域連携教育科目の充実等に係る意見・要望を教育改善に反映している。例えば三鷹市からの助言を踏まえ、外国語学部が申請中の新教育課程では地域協働型科目を新設し、教育内容改善に活用している。こうした取り組みにより、大学全体の質保証体制に客観性と透明性が確保されている。

学部・研究科レベルでは、それぞれの教育の特性に応じた外部・学生参画の取り組みが行われている。例えば、医学部では教務委員会に患者代表・地域代表をメンバーとして加え、医学教育の内容や到達目標の妥当性を外部の視点から点検している。また、教育課程の評価には学生の意見が不可欠との考えから、全学部で学生代表が参画する学生教務委員会を設置し、授業改善に関する提案を制度的に受け付けている。例えば外国語学部では、学生からの指摘を受けてシラバス表記を改善し、履修の円滑化につなげた。

さらに医学部では、「医学教育分野別評価」を7年に1度受審しており、その中でも医学教育に関する自己点検・評価が国際的な基準や方法で行われている。受審年度以外でも、毎年自己点検・評価報告書を作成し、外部評価を受けている。

このように、本学では外部評価委員会の助言、地域社会との連携、学生参画型点検など、多層的な仕組みにより点検・評価の客観性と透明性を確保する体制が確立している。

<評価の視点(4)>

自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、自己点検・評価の結果を教育課程および教育方法の改善・向上に積極的に活用する体制を整えている。各学部・研究科は、授業評価アンケートや修了時調査、進級率や資格試験結果などのデータ分析を基礎として、教育課程・授業改善の具体的取組を行っている。これらの取組は、学部・研究科レベルの教務委員会や教授会で共有され、必要に応じて学長や学部長会議のレベルで見直しが図られている。

自己点検・評価の結果を教育課程改善に具体的につなげた2024年度の具体例として、先ず、保健学部の学部改組申請が挙げられる。同学部健康福祉学科では、井の頭キャンパスと八王子キャンパスにおける学習形態の違いや、学生の進路希望の多様化を踏まえ、教育課程の妥当性を検証した結果、従来の健康福祉分野に加えて、運動・スポーツを通じた健康維持増進に貢献できる専門職育成の必要性が明確となった。これを受けて、2024年度に「健康スポーツコース」を設置する改組申請を行い、それに伴いディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーも再整備した。総合政策学部においては、自己点検・評価の結果等を踏まえて現行教育課程の改善課題を特定し、教育の質保証と学習成果の一層の向上を図るため、2026年度より新たな教育課程で学部を再編すべく、2024年度に改組申請を実施した。さらに医学部では、科学的・技術的進歩に合わせて教育課程の内容を更新し、新たに「免疫学」および「遺伝医学」の講義を新設した。これらは点検結果に基づいて教育課程を見直した事例であり、教育課程改善が実際に機能している好例である。

教育方法の改善・向上に向けた2024年度の全学的取り組み事例としては、全学部・全研究科において100%の教員参加の下行われた「コアFD」が挙げられる(第2章参照)。総合政策学部では「教育の質の向上～アクティブ・ラーニングの実例を考える」をテーマに、各教員間で実施している授業内の手法(工夫・ノウハウ等)を共有し、授業の質及び教員の指導力の向上に向けて活発な議論がなされた。

このように、自己点検・評価の結果が教育課程や教育方法の改善に具体的に反映されている点は、本学の質保証体制が有効に機能している結果であると評価できる。今後は、アセスメント・プランとの連携を一層強化し、教育課程及び教育方法に関する点検・改善のプロセスを全学的に統合することで、教育の質保証と継続的向上をさらに推進していく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学の教育課程の編成・実施は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針に基づく体系的な構成の下で行われている。大学全体のディプロマ・ポリシーに基づき各学部・各学科及び各研究科・各専攻がそれぞれの単位のディプロマ・ポリシーを策定し、学位授与に必要な学習成果を学生が達成できるよう、カリキュラム・ポリシーによって具体的な科目体系に設計している。

各学部・研究科では、シラバスの第三者点検や授業評価アンケート、修了時調査、研究報告会などを通じて教育の妥当性と成果を検証し、その結果を教育改善に反映している。授業の質保証と教育課程改善に関わる内部質保証体制が全学的に整備されている点は、本学の顕著な長所である。「杏林大学内部質保証の方針」(2019年策定、2022年改正)に基づき、学部長会議、自己点検・評価委員会、IR推進室、外部評価委員会などが連携し、PDCAサイクルに基づいた教育課程の点検・評価・改善が行われている。

また、学生が学習成果を効果的かつ効率的に達成できるよう学生支援体制も充実している。学生全体に向けた支援としては、例えば、全学部・全研究科においてカリキュラム・マップが明示されている点が挙げられる。学習成果と教育課程における各科目の関連性や学習成果達成に向けた学びの順次性などの体系が示されているため、学生は課程修了までの期間における学びをイメージし計画することができるだろう。加えて、学生の進路が多岐にわたる総合政策学部と外国語学部では、代表的な業界を選定し、それぞれを目指した履修モデルも学生に提示している。それにより、計画性を持って科目履修することが可能となっている。同時に、個別の学生支援も定期的に行っている。外国語学部のアカデミック・アドバイザー制度やGPA面談、総合政策学部の履修相談室や個別指導教員制など、学生一人ひとりの学習状況を継続的に把握し、適切に支援する仕組みが定着している。これらの仕組みにより、学生の多様な背景や学習ペースに対応した教育が実現しており、教育課程の運用と学生支援が有機的に結びついている点が本学の特色である。

課題

一方で、教育課程の点検・評価・改善をより効果的に機能させるための課題も明らかになっている。各学部・研究科における教育課程の点検・評価はこれまでも実施されてきたが、2022年度に策定されたアセスメント・プランに基づいた全学的な運用には至っていない。現状では質的・主観的指標に依存する傾向にあるが、プランに基づき量的・客観的評価指標の開発、導入を検討する必要がある。今後は、学内IRの機能拡大とともに、データに基づく教育改善とその効果検証の実質化が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、教育課程の体系的運用と内部質保証体制の整備を進めてきた。自己点検・評価の結果、教育課程の体系的性、授業方法の多様化、学生支援体制の充実、内部質保証体制の定着など、多くの面で教育の質保証が機能していることが確認された。

今後の最重要課題は、2022年度に策定されたアセスメント・プランの実質化である。各学部・各研究科がこのプランに基づき、明確な評価指標・KPIと検証方法を設定し、その結果に基づいて教育課程や学習支援を改善していく仕組みを確立することが求められる。これにより、学習成果の可視化と教育の質向上を一層推進することができる。

一方、教育課程の体系的性や学生支援、FD活動、内部質保証の枠組みなどの取組については、すでに有効に機能している領域も多く、今後は現行の仕組みを維持しつつ、状況に応じて継続的改善を図ることが重要である。これらの取組を通じて、教育課程・教育方法・学習成果の連動をより強化し、建学の精神に基づく人材育成を持続的に発展させていく。

評価：S・**A**・B・C

第5章 学生の受け入れ

(基本情報一覧)

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
医学部・保健学部・総合政策学部・外国語学部	『2025年度杏林大学学生募集要項』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/web_youkou/PDF/2025ryugaku_youkou.pdf
医学部・保健学部・総合政策学部・外国語学部	『2025年度杏林大学学生募集要項 外国人留学生選抜公募制 外国人留学生編入学・転入学選抜 公募制』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/web_youkou/PDF/2025ryugaku_youkou.pdf
医学研究科	『2025年度 秋入試 杏林大学大学院 医学研究科（博士課程）学生募集要項』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/medicine/asset/pdf/kyorin_med_boshuyoko_2025.9.pdf
保健学研究科	『2025年8月・2026年2月入学試験 杏林大学大学院保健学研究科 学生募集要項 ○臨床心理学専攻博士前期課程』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokoshinri202508.pdf 『2025年8月・2026年2月 入学試験 杏林大学大学院保健学研究科 学生募集要項 ○保健学専攻博士前期課程 ○看護学専攻博士前期課程 ●保健学専攻博士後期課程 ●看護学専攻博士後期課程』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokokango202508.pdf
国際協力研究科	『2025年度/2026年度入試 学生募集要項』 https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/international/exam/guideline/pdf/2025-2026boshu_yoko.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
杏林大学入学者選抜の基本方針	
杏林大学入学者選抜に関する規程	学内サイト「あんずネット」に掲載 https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-018-nyuugakushasennbatunikansuru-kitei%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18%E3%80%912.pdf

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書

【基準5 学生の受け入れ】

杏林大学入学試験委員会 規程	学内サイト「あんずネット」に掲載 https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-017-nyugakushiken-iinkai-kitei-%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18-1.pdf
杏林大学入学センター規 程	学内サイト「あんずネット」に掲載 https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-047-nyugaku-center-kitei%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18.pdf
備考：	

第5章 学生の受け入れ

(本文)

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点(1)>

学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

杏林大学は、医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の4学部、大学院医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の3研究科を擁する総合大学である。本学は、理念・目的として、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献する」ことをその使命として掲げている。この理念・目的を反映した学生受け入れの方針を、学位課程ごと、つまり学士課程、修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）別に、設定している。例えば、学士課程の方針は下記のとおりである（根拠資料5-①）。

「本学の理念・目的を理解し、その達成に真摯に取り組む意欲のある人材を求めている。具体的には、次のような資質を持つ学生を求めている。

(1) 求める学生像、資質

(1-1) 高い倫理観と豊かな人間性を備え、社会人として求められる基礎的な能力や知見を身につけ、社会において積極的に活躍する強い意志と意欲を持つ人

(1-2) 他者の考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を持つ人

(1-3) 柔軟な思考力と知的探究心を持ち、判断力や表現力を駆使して自発的に問題解決につなげる意欲を持つ人

(1-4) 広い視野や国際感覚、国際協調の精神を身につける意欲を持ち、グローバル社会・地域社会において、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持つ人

(2) 求める学習成果

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）及び「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力を備えた人を求める。

(2-1) 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や表現力・技能を有している。（知識・理解・表現力）

【基準5 学生の受け入れ】

(2-2) 自分の考えを的確に表現し、伝えることができる。(技能・表現力)

(2-3) 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて物事を多面的かつ論理的に考察することができる。(思考力・判断力)

(2-4) 教育、人間、自然、文化などにかかわる諸問題に深い関心を持ち、社会に貢献する意欲や経験がある。(関心・意欲・経験)

(2-5) 他者の立場や意見を尊重・理解した上で、自分の考えを的確に表現しながら、他者とのコミュニケーションを図ろうとする態度を有している。(協調性・コミュニケーション能力)」

この各学位課程別の方針に基づき、各学部から学科、各研究科から専攻へと、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と整合するよう階層的に学生の受け入れ方針を定めている。各学部・学科、各研究科・専攻の理念・目的を理解し、その達成に取り組む意欲があることを前提条件として、「求める学生像、資質」「求める学習成果」という形式でふさわしい学生像・学習成果を提示している（根拠資料5-②、5-③）。

医学部医学科の学生の受け入れ方針は、「豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成する」という学科の理念・目的を理解し、医学生として求められる資質、倫理感、責任感、社会奉仕精神、協調性などを強調して求めるものとなっている。

保健学部の学生の受け入れ方針は、学科ごとに定められた理念・目的に沿う形で求める学生像を示している。例えば、臨床検査技術学科の理念・目的は、「保健及び医療に携わる者として高い倫理観と、強い使命感を持ち、臨床検査に対する卓越した専門知識と技術、総合的な判断力を持つ人材を養成すること」であり、科学的視点、臨床検査情報の理解力、医療に携わる者としての倫理観などの資質を持つ学生を求めている。

総合政策学部の学生の受け入れ方針は、学科ごとに定められた理念・目的を達成するための学生像を示している。例えば、企業経営学科の場合、「企業活動というミクロの視点に立ち、経営及び会計の各専門分野における知識の修得はもとより他の関連分野にも通曉し、グローバル社会において企業が求める幅広い知識と実務遂行のための能力、技能を備えた人材を養成すること」を目的としており、多角的・複眼的視点、社会人として求められる基礎的な能力や知見、社会に積極的に貢献する意欲などを求めている。

外国語学部の方針も、学科ごとに定められた理念・目的を達成するための学生像を示している。例えば、英語学科の理念・目的は、「異文化の垣根を越えて相互に理解し共存できる人間性そのものを陶冶し、実践的な英語運用能力の開発を通じて、実社会の中で必要な専門的知識を備えた国際的な職業人を養成すること」であり、グローバル社会で活躍する人材となるための資質、英語運用能力、コミュニケーション能力、異文化理解、国際感覚、国際協調精神などを強調して求めている。

一方、大学院医学研究科は医学専攻、保健学研究科は保健学専攻、看護学専攻、臨床心理学専攻、国際協力研究科は国際開発専攻、国際医療協力専攻、グローバル・コミュニケーション

【基準5 学生の受け入れ】

ョン専攻、開発問題専攻の専攻ごとに理念・目的を定めている。学生の受け入れの方針は、各専攻の理念・目的を理解し、その達成に真摯に取り組む意欲のある人材を求めている。

医学研究科医学専攻の理念・目的は「科学的な問題解決能力を備える臨床医、旺盛な創造性を持つ基礎医学・生命科学の研究者、社会医学に貢献する有為な人材等豊かな人間性と倫理観・使命感にあふれる医療人の養成」である。学生の受け入れ方針では、医学・生命科学の研究者として独創的な研究に取り組む意思、高度な医学的知識と技能、科学的な見地に立って臨床医学を極める意思、社会医学に貢献する意思などの優れた研究者及び高度専門職業人となるための資質を求めている。

保健学研究科の理念・目的は「保健、医療、看護、福祉及び心理の専門分野において、広い視野と豊かな学識を有し、専門性の高い業務を遂行する人材、並びに研究能力を有する人材を養成すること」であり、各課程（博士前期課程・博士後期課程）、各専攻の理念・目的を設定した上で、学生の受け入れ方針を定めている。例えば看護学専攻博士前期課程は、「学部教育や職業経験により培った知識・技術をさらに深め、卓越した看護実践力、及び指導力とマネジメント能力を持った看護師・保健師・助産師を養成する。また、「がん看護」「クリティカルケア看護」「精神看護」に関する専門看護師、感染管理や医療安全管理の指導者の養成」という具体的目的を設定し、その達成に真摯に取り組む意欲のある人材を求め、研究者として看護学の研究課題を探究する明確な目的意識、看護の課題を探究するための基礎的な知識と高度な実践能力などの高度実践看護師になるための資質を求めている。

国際協力研究科の理念・目的は「国際社会において発生する様々な課題を、法律、政治、経済、経営、文化交流、言語、医療、保健衛生など多くの側面から学際的に把握し、理論的かつ実証的に問題を分析して的確に処理できるような人材を育成し、国際社会に対する支援・協力を推進すること」であり、各専攻の理念・目的を設定した上で、学生の受け入れ方針を定めている。例えばグローバル・コミュニケーション専攻は、「わが国を取り巻く国際社会及び、国内で進む多文化共生社会にあって、互いの文化・言語・社会に対する理解の欠如等に起因する諸問題解決のため、異文化間コミュニケーションの専門分野に熟達し、理論と実践、複眼的視座からの深い知見と洞察力をもとに、国内外でこの分野の先導的な役割を担って活躍しうる優れた研究者、及び高度専門職業人に必要な諸技能を身につけた人材の養成」を理念・目的として定め、学生の受け入れ方針では、高い言語運用力とグローバルな視点、国際感覚、国際協調、多文化共生の精神、研究・問題解決への意欲などの国際協力や多文化共生を先導的に推進する優れた研究者、高度専門職業人になるための資質を求めている。

<評価の視点(2)>

学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

各学部・学科の学生の受け入れ方針は、「求める学生像、資質」「求める学習成果」の2項

目について具体的内容を列挙する形で示されており、志願者等が理解しやすいものとなっている。学生の受け入れ方針は、ウェブサイト上で「学部・大学院案内」「各学部・各研究科の3つのポリシー」で閲覧でき、「杏林大学学生募集要項」の巻頭にも掲載されている。

入学希望者に求める水準等の判定方法は、入学者選抜が総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜と多岐にわたるため、「杏林大学学生募集要項」「杏林大学入試インフォメーション」の冊子の中で、それぞれの入試区分別に「選考方法等」という形で詳しく示している。これらの冊子はウェブサイト上で閲覧でき、志願者等には利便性の高いものとなっている（根拠資料5-④）。

大学院各研究科・専攻の学生の受け入れ方針もウェブサイト上で「学部・大学院案内」「各学部・各研究科の3つのポリシー」で閲覧でき、「求める学生像、資質」「求める学習成果」の2項目について具体的内容を列挙する形で示されており、志願者等が理解しやすいものとなっている。大学院入学希望者に求める水準等の判定方法は、各研究科の「大学院研究科募集要項」で「選考方法」として示されている（根拠資料5-⑤、5-⑥、5-⑦、5-⑧）。

入学希望者に求める水準を示すために、大学ウェブサイトの「受験生サイト」内の「入試データ・過去問題」で、過去5年分の入試データ（志願者数、倍率、合格最低点など）、過去2年分の入試問題、小論文テーマを公開しており、志願者等の便宜を図っている（根拠資料5-⑨）。大学院の過去問題は、各研究科の教務課で閲覧できるようにしている。

<評価の視点(3)>

学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を実施するために、全学的な「杏林大学入学者選抜の基本方針」「杏林大学入学者選抜に関する規程」を定めている（根拠資料5-⑩、5-⑪）。この基本方針に則り、①入学試験委員会、②入学試験調整委員会、③各学部における入学試験関連委員会の3層構造の実施体制を構築している。①入学試験委員会は、学長、各学部長、入学センター長、各学部入試委員長から構成され、入学者選抜に関する大学の基本的な方針を提示するとともに、各学部の入学試験計画を審議する。また、各学部の入学試験結果に対する自己点検・評価を検証し、必要に応じて改善を指示する（根拠資料5-⑫）。②入学試験調整委員会は、各学部の入学試験計画を総括し、必要に応じて学部間の実務的な連絡調整を行う。③各学部における入学試験関連委員会は、各学部における入学者選抜の特性に応じて各種委員会を設置し、入学試験の計画立案、出題採点、可否判定及び改善方策の検討等について審議、実施する。なお、入学試験に関する重要事項は、各学部の教授会に諮るものとしている。

「入学者選抜の基本方針」では、実施手順についても定めている。①学生募集については、入学センターが、入学者選抜に関する大学の基本的な方針及び各学部の入学試験計画に基づき、学生募集を行う。学生募集にあたっては、多様な受験者の存在を尊重し、すべての受

験者が安心して本学を受験出来るための必要かつ合理的な配慮により、受験機会を確保する。②の出願に続いて、③選抜については、各学部が、自らの責任において試験問題を出題し、多様な入試区分により入学者を選抜する。また、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性を検証し、その成果を柔軟に反映するよう努める。入学試験の実施にあたっては、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な出題に努め、試験問題の漏洩、出題ミス等を未然に防止するよう機密性、中立性に十分に配慮する。また、入学センターは、実務的な入学試験の実施を共同で行う。④合否判定については、常に複数の担当者が答案の採点・点検を行い、各学部における入学試験関連委員会で審議し、中立・公正な立場で合否を決定する。さらに、⑤合格発表、成績開示については、入学センターが、合格者の発表及び成績開示を行う。入学試験の結果を積極的に公開し、入学センターに入学試験全般に対する疑義対応の窓口を設けることで、試験の公平性・透明性を確保している。

入学試験委員会が、全学的な入学者選抜に関する計画や入学試験結果の点検・評価、改善案の策定などについて審議し、毎年5月に「入試概要」を策定し、各学部教授会、運営審議会で承認された後、当該年度の入試概要がウェブサイト上に公開される（根拠資料 5-⑫）。入試概要を含め、入学者選抜に関わる情報は、大学トップページからアクセスできる「受験生サイト」に集約されており、志願者等が情報を得やすい形で公表されている（根拠資料 5-⑬）。

公平性・公正性を担保するために、入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の入試方法別に、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」を遵守する形で実施される（根拠資料 5-⑭）。しかし、2024年度に実施された一般選抜において、当実施要項では「個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、令和7年2月1日から3月25日までの間」と定められているが、医学部は1月23日、保健学部は1月29日・30日、総合政策学部・外国語学部は1月31日と、実施要項が定める期間外に実施された日程で実施された（根拠資料 5-⑮）。この点は、2025年度に実施される一般選抜では、すべての学部で2月1日以降に実施することとなり、改善されることとなった。

各学部では、入学者選抜試験方式、募集人数及び出願資格等を「学生募集要項」や「入試インフォメーション」の紙媒体及び大学ウェブサイトで公表し受験生に広く告知しており、さらに「入試インフォメーション」では過年度の志願者数、合格者数、合格最低点及び実倍率を公表し透明性を高めている。

入学者選抜は、各学部の総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜の入試区分ごとに「実施要領」「監督要領」「面接要領」を各学部入試委員会が策定し、これに従って、各学部専任教員が試験監督、面接委員等の業務を担当、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している。当然、合格判定に供される試験結果等の資料に関しては、特に志願者個人に関する情報はすべて匿名化されている。したがって、性別、国、地域及び現役浪人に関する情報は判定の場に供

されることはなく、判定にも全く影響を与えない。

合格者の発表は、「杏林大学合否照会サイト」で行っている（根拠資料5-⑰）。なお、合格発表時に補欠順位も公表しており、定員の欠員が生じた場合、補欠順位に則り繰り上げ合格とするという措置により、透明性・公正性を確保している。また、入学者選抜試験問題の作成・採点に関しても、担当者を非公表として機密性・秘匿性が保たれた環境下で実施している。

大学院各研究科の入学者選抜も文部科学省の「大学院入学者選抜実施要項」を遵守する形で実施される。ただし、学部の入学者選抜のように全学的な入学試験委員会は存在せず、各研究科に選抜試験の実施が委ねられている。

医学研究科の入学者選抜は、4月入学と9月入学の年2回の機会が設けられている。選抜試験は、外国語（ただし、本学外国語試問の合格者は免除される）及び専攻する専門科目の筆記試験と面接試験からなる。面接試験は、以前は専門領域の教員のみで行っていたが、公平性を確保するため、専門領域の教員に医学研究科教員1名を加え、2名で行うようになった。

保健学研究科、国際協力研究科は Semester 制を採用するため、選抜試験は、博士前期課程、博士後期課程ともに毎年8月と1月または2月の2回実施している。合格者は、受験時に入学時期を春学期（次年度4月より）、秋学期（9月より）いずれかが選択できるよう配慮している（根拠資料5-⑥）。

<評価の視点(4)>

入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

障がいのある学生に対する基本方針として「杏林大学障がい学生支援に関する方針」が定められている。この方針には、「杏林大学は、すべての学生が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの相違を個性として尊重し支え合いながら、豊かな学生生活を送ることができるよう、学生支援センターを中心に全学の教職員が協力して、修学上の障壁を取り除くための支援を実施する。」としている。

この基本方針に沿い、入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを設けており、これは学生募集要項に記載されている「受験または修学上の配慮に関する事前相談」である。具体的には、大学ウェブサイトの「受験生サイト」にある「受験上・修学上の配慮が必要な方へ」というサイトから「受験上・修学上の配慮申請書」を出願に先立ち提出し、配慮申請を行う。配慮内容を当該学部で検討し、決まり次第、「配慮事項決定通知書」を発行している（根拠資料5-⑱）。こうした手続きを踏まえ、本人の申請に基づき公平性を担保した上で、別室受験や試験問題・解答用紙の拡大等の受験上の配慮を行い、障がいや疾病のある受験生に対しても公平な入学者選抜試験を実施している。入学試験時の具体的な対応事例として、このほか、聴覚障がいのある受験者には補聴器の使用許可や、肢

体不自由を有する受験者に対して別室受験、過敏性腸症候群、過活動膀胱、1型糖尿病などを有する受験者には出口付近の座席指定とするなどの対応を実施した。

大学院の入学選抜に関しては、保健学研究科、国際協力研究科では、セメスター制を採用することで、春学期（4月）入学、秋学期（9月）入学の選択を与え、学生に入学しやすい環境を整えている。また社会人特別選抜においては、昼間就業していることを前提に、夜間や土曜日開講にも対応をしている。さらに、(1)職業を有する者、(2)出産・育児を行う必要がある者、(3)長期介護を行う必要がある者、(4)身体の障がいまたは疾病を有している者、(5)その他長期履修学生として履修が必要と認められる者で、当該課程の標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望した者を対象とした長期履修制度を設置している（根拠資料5-⑯）。この長期履修制度は医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科のすべての研究科が導入している。

<評価の視点(5)>

すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学選抜に関わる情報は、大学ウェブサイトのトップページからアクセスできる「受験生サイト」に集約されており、すべての志願者が情報を得やすい形で公表されている（根拠資料5-⑬）。「受験生サイト」では、過去5年分の入試データ、志願者数、倍率、合格最低点などを確認することができ、過去2年分の入試問題も公表している。

「杏林大学学生募集要項」「杏林大学入試インフォメーション」などの冊子媒体でも情報提供が行われている。さらにオープンキャンパス、進学相談会などのイベントでも、参加者が求める入試関連情報を適切に提供している。授業その他の費用や経済的支援に関する情報も「受験生サイト」から確認でき、さらには学生募集要項の「⑤入学手続」の項目「2. 学納金・諸費」「4. 奨学金・奨励金」「5. 海外研修・留学支援」に掲載され、すべての志願者に対して適切に情報提供が行われている（根拠資料5-⑮）。

【根拠資料】

根拠資料5-① 入学選抜の方針(アドミッション・ポリシー)

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/policy/>

根拠資料5-② 大学(学部学科)、大学院(研究科専攻)ごとの理念・教育研究上の目的、教育目標

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/mokuteki/>

根拠資料5-③ 各学部・各研究科の3つのポリシー

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/faculty/policy/>

根拠資料 5-④ 杏林大学学生募集要項

https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/web_youkou/

根拠資料 5-⑤ 杏林大学大学院医学研究科（博士課程）学生募集要項

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/medicine/admission/recruit/>

根拠資料 5-⑥ 杏林大学大学院保健学研究科学生募集要項 保健学専攻博士前期課程
看護学専攻博士前期課程 保健学専攻博士後期課程 看護学専攻博士
後期課程

<https://www.kyorin->

[u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokokango202508.pdf](https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokokango202508.pdf)

根拠資料 5-⑦ 杏林大学大学院保健学研究科学生募集要項 臨床心理学専攻博士前期
課程

<https://www.kyorin->

[u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokoshinri202508.pdf](https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/health/exam/pdf/boshuyokoshinri202508.pdf)

根拠資料 5-⑧ 杏林大学大学院 国際協力研究科 学生募集要項 博士前期課程（国際開
発専攻・国際医療協力専攻・グローバル・コミュニケーション専攻）博士
後期課程（開発問題専攻）

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/international/exam/guideline/>

根拠資料 5-⑨ 入試データ・過去問題

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/past/>

根拠資料 5-⑩ 杏林大学入学者選抜の基本方針

根拠資料 5-⑪ 杏林大学入学者選抜に関する規程

[https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-018-](https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-018-nyuugakushasennbatunikansuru-)

[nyuugakushasennbatunikansuru-](https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-018-nyuugakushasennbatunikansuru-)

[kitei%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18%E3%80%91R6.3.18-1.pdf](https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-018-nyuugakushasennbatunikansuru-kitei%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18%E3%80%91R6.3.18-1.pdf)

根拠資料 5-⑫ 杏林大学入学試験委員会規程

[https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-017-](https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-017-nyugakushiken-iinkai-kitei-%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18-1.pdf)

[nyugakushiken-iinkai-kitei-%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18-1.pdf](https://anzu.kyorin-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/3-017-nyugakushiken-iinkai-kitei-%E3%80%90R6.4%E3%80%91R6.3.18-1.pdf)

根拠資料 5-⑬ 入試概要

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/exam/>

根拠資料 5-⑭ 受験生サイト

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/>

根拠資料 5-⑮ 令和7年度大学入学者選抜実施要項

https://www.mext.go.jp/content/20240605-mxt_daigakuc02-000010813-3.pdf

根拠資料 5-⑯ 2025年度杏林大学学生募集要項

https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/web_youkou/PDF/R7_youkou.pdf

根拠資料 5-⑰ 杏林大学大学院長期履修制度のご案内

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/graduate/choki.pdf>

根拠資料 5-⑰ 杏林大学合否照会サイト

<https://www.gouhi.com/kyorin-u/outTermMsg>

根拠資料 5-⑱ 受験上・修学上の配慮が必要な方へ

<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/support/>

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点(1)>

学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

適切な定員設定を行う主体は、学長、各学部長、各研究科長が構成員となっている学部長会議である。学部長会議では、専任教員に対する学生比率や、医学部・保健学部の学内外施設での実習可能な学生数等を総合的に勘案し、入学定員及び収容定員の設定を行っている。定員管理に関しては、大幅な定員超過や定員未充足の場合には、入学定員の各学科・各専攻間での調整のほか、入試区分間での入学定員の調整、入試方法の改善などを各学部・研究科で検討した上で、学部長会議でさらに検討し、最終的に決定している。また、入学者数や在籍学生数が入学定員や収容定員と大幅に乖離することがないように管理するため、各入学者選抜に際して、学部・研究科の入学試験関連委員会及び教授会・研究科委員会における合否判定を適正に行っている。

2024年度の学士課程全体の入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）は0.99で、適正な数値範囲に収まっている。ただし、学部・学科別にみると、保健学部・健康福祉学科は0.93、リハビリテーション学科・理学療法学専攻は0.92、臨床心理学科は0.80、外国語学部は0.81、外国語学部・英語学科は0.95、中国語学科は0.69、観光交流文化学科は0.64と未充足の状況にある（根拠資料5-⑱）。

2024年度の学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は1.02で、適正な数値範囲に収まっている。各学部の収容定員充足率は次のとおりである。医学部1.04、保健学部1.02、総合政策学部1.06、外国語学部0.98である。学科別にみると外国語学部・中国語学科は0.88、観光交流文化学科は0.87と未充足の状況にあり、改善が求められる（根拠資料5-⑳）。

一方、修士課程の収容定員充足率は、保健学研究科・保健学専攻において2.86と適正範囲を超過しており、国際協力研究科・国際開発専攻において0.42、グローバル・コミュニケーション専攻において0.40、国際協力研究科全体で0.45と定員未充足の状況にあるため、改善が求められる。さらに博士課程の収容定員充足率は、医学研究科・医学専攻で0.24、社会医学系専攻では0.00、保健学研究科・看護学専攻で0.33と定員未充足の状況にあるため、改善が求められる（根拠資料5-㉑）。

【根拠資料】

根拠資料5-⑱ 入学定員充足率の過去5年平均（2020～2024年度）

根拠資料5-⑳ 2024年度学部・学科の収容定員充足状況

2024 (R6) 年度自己点検・評価報告書
【基準5 学生の受け入れ】

根拠資料 5-⑳ 2024 年度大学院の収容定員充足状況

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点(1)>

学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

内部質保証の観点から、学生の受け入れの適切性に関する点検・評価を全学的・体系的に実施している。「杏林大学入学者選抜の基本方針」に則り、①入学試験委員会、②入学試験調整委員会、③各学部における入学試験関連委員会の3層構造の組織体制でPDCA評価の仕組みを構築している（根拠資料5-⑩）。各学部の自己点検・評価については、各年度の入学者選抜試験がすべて終了した時点で、各学部の入学試験関連委員会において当該年度の入学者選抜試験結果に基づく点検・評価を行い、入学者選抜方法の妥当性について検討している。この点検・評価結果をもとに、各学部の学生の受け入れ方針に沿った、より学力・能力の高い受験生を受け入れることができるよう、翌年度の入学試験計画の策定を行っている。入学試験調整委員会が各学部の入学試験計画を総括し、学部間調整を行った上で、入学試験委員会に計画案を上申する。入学試験委員会は、各学部の入学試験結果に対する自己点検・評価を検証した上で、入学試験計画案を審議し、必要に応じて改善を指示する。

入学センターは、入学者選抜試験ごとの志願者数、合格者数、入学手続率等の入試結果データに加えて、オープンキャンパスへの参加者数、同アンケート結果などの調査結果を基に、各学部の点検・評価を統括して自己点検・評価報告書を作成する。自己点検・評価報告書は自己点検・評価委員会で確認し、審議後に学長に報告される。学長は必要に応じて、入学試験委員会、学部長会議で入学者受け入れに関する改善を指示している。さらに、入学者選抜の結果は、教授会等と学園の最高意思決定機関である理事会との調整にあたり教学事項等の審議を行う運営審議会でも報告され、改善の指示が出される。

IR推進室は、学長の意思決定を支援するため、客観的なデータ分析に基づいた大学の諸活動の効果検証、情報提供を行う機関である。学生の受け入れに関わる事項の点検・評価に関しても重要な役割を果たしている。総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・共通テスト利用選抜の各入試区分で入学した学生の入学後の成績を追跡調査し、入学試験計画の妥当性を検証している。医学部は、かつて2019年度から2022年度まで総合型選抜を行っていたが、2023年度から総合型選抜を廃止し、共通テスト利用選抜の募集定員に定員を戻す措置を講じた。これは総合型選抜入学者の成績よりも、共通テスト利用選抜入学者の入学後の成績が良好であるというIR推進室の追跡調査に基づいたものであった。

<評価の視点(2)>

点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

杏林大学は2014年に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」テーマⅢ（高大接続）に採択されたのを契機に、高大接続推進室を設置し、高大接続・高大連携の取り組みを推進してきた。高校生が高校在学中に大学の正規の科目を受講、成績評価で合格を受けた場合、大学がその単位を大学入学後に認定する制度を導入し、正規科目以外にも様々な形で高校生に対し学習機会を提供してきている。また、高校と「高大連携協定」を締結し、高大連携校との様々な教育交流、連携活動を行ってきている。その一環として、連携校の関係者を招き、年2回「杏林高大接続ラウンドテーブル」を開催し、高大接続のあり方について定期的に意見交換を行っている。このラウンドテーブルは学生の受け入れに関わる点検・評価に重要な役割を果たしている。

学生の受け入れに関する改善・向上の取り組みとして、2024年度入試から外国語学部、総合政策学部が、学校推薦型選抜または総合型選抜において「高大連携校型」入試を開始した。この入試は、高大連携協定を締結した高校と「高大連携に関する協定書に基づく覚書」を交わした上で、(根拠資料 5-⑳)、覚書を交わした高校の生徒を対象とした高大接続（ブリッジ）授業を夏季休業中に開講し、受講をして一定の成績基準を満たした生徒に出願資格を与える仕組みである。この入試は、大学の授業を入学前に受講することによって適性を評価し、入学後のミスマッチを防止し、中途退学者を減らす目的で導入されたものである。連携高校には、入学後の成績等の情報をフィードバックし、より円滑な高大接続を図っている。2025年度入試では覚書を交わす連携高校を増やし、保健学部も「高大連携校型」入試を導入して、試験・面接だけでは評価することができない適性を多面的に評価する取り組みを行った。

保健学部は、2024年度入試から、健康福祉学科、臨床工学科、リハビリテーション学科・作業療法学専攻・言語聴覚療法学専攻、臨床心理学科が、学校推薦型選抜において指定校制を導入した。

外国語学部は、2024年度は入学定員充足率において0.80と定員割れの状況にあったため、2025年度入試において、入試概要案の早期作成などの改善策を実行した。2024年度は年内入試における受験者数が、学校推薦型選抜で前年度100名から69名、総合型選抜で96名から69名と減少する結果に終わったことから、まず学校推薦型選抜・指定校制の推薦基準である評定平均値を見直し、英語学科・観光交流文化学科が定める外国語検定試験のいずれか（英検準2級以上など）の基準を満たすという条件を外す措置を行った。総合政策学部も学校推薦型選抜・指定校制の推薦基準に、評定平均値3.8以上の推薦基準に加え、資格・検定試験の取得があれば評定平均値を3.5以上で出願を認める要件を追加した。

さらに年内入試においてより多くの受験機会を志願者に提供するため、外国語学部は、10月の総合型選抜、11月の学校推薦型選抜・総合型選抜に加え、12月にも学校推薦型選抜の試験を実施することとした。総合政策学部も12月の試験を総合型選抜で行うこととした。

他の私立大学も年内入試における入学者確保の傾向は強まっており、今後も年内入試の強化・改善の方策を求めていく必要がある。

大学院の入学者選抜に関する諸問題は各研究科入学試験審議委員会、あるいは各研究科運営委員会を中心に定期的に審議・検証が行われている。入学者の定員や学力の適正については各研究科委員会で審議され定期的に検証されている。

医学研究科では、入学者、在籍者数ともに、充足率が低い状態であるため、以下に示す、いくつかの対策を講じている。

社会人特別選抜：本学医学部及び本学医学部附属病院並びに他施設の常勤職員として勤務している者が、入学後もその身分を有したまま、大学院生として研究を進められる制度。夜間やその他特定の時間または時期に、授業または研究指導を受けることができる。

長期履修制度：職業を有している、育児・介護等を行う必要がある等の事情により、標準的な修業年限（4年間）では履修が困難と認められる学生について、標準修業年限を超えた一定の期間に、計画的な履修を認めている。

入学金免除：本学の学部卒業生、及び他大学の大学院修了者または本学他研究科修了者が入学する場合には免除する。

保健学研究科では、これまでの入試結果と学位取得状況の相関を分析することで、入試科目や実施形態の妥当性を検討し、成果が上がっている取り組みを把握している（根拠資料5-⑳、5-㉑）。学生募集に関しては、学生募集の際、大学院教務委員会及び研究科委員会において学生の受け入れ方針に基づいた内容であるかを十分に点検・審議し、承認後、学生募集を実施している（根拠資料5-㉒）。また、入学者の選抜に関しては、試験終了後（春学期・秋学期）、大学院運営委員会において可否の審議を行った後に、研究科委員会にて入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適正に実施されていることを点検・評価している（根拠資料5-㉓、5-㉔）。点検・評価結果に基づく改善・向上に関しては、在学生に対するアンケート調査も行い、学生のニーズや満足度を定期的にモニタリングして、学生の受け入れに関する縦断的検証を行っている（根拠資料5-㉕）。

国際協力研究科では、毎回の入学者選抜試験終了後に、学生の受け入れの適切性について定期的な検証が研究科委員会によって行われている。当研究科では学生の受け入れ方針を踏まえた学生の受け入れをしており、留学生や社会人などの多様なバックグラウンドを持つ学生が志願者に多いことがひとつの特徴ともなっている。そのため、多様性を担保できる柔軟な視点を保っておくために常に学生の受け入れ方針の見直しを行い、適切な人材の確保に努めている。

国際協力研究科博士前期課程（修士課程）における2024年度の収容定員充足率は0.45であった。過去3年間の充足率をみると0.39（2021）、0.53（2022）、0.75（2023）とやや改善傾向にあったが、依然として収容定員充足率は課題の一つとなっている。他方、博士後期課程（博士課程）については、0.87と一定の充足率を維持することはできている。定員未充足に対しては留学生増を目的とした協定校入試を2024年度より開始した（根拠資料5-㉖）。また学部生からの受験者増を目的とした新たな入試を2026年度から開始できるように準備

している。

【根拠資料】

根拠資料 5-㉔ 杏林大学外国語学部と錦城学園高等学校との高大連携に関する協定書に
基づく覚書

根拠資料 5-㉓ 保健学研究科運営委員会議事録（第1回）

根拠資料 5-㉒ 保健学研究科運営委員会議事録（第2回）

根拠資料 5-㉑ 保健学研究科委員会議事録 2024.5.15 開催

根拠資料 5-㉐ 保健学研究科委員会議事録 2024.8.28 開催

根拠資料 5-㉏ 保健学研究科委員会議事録 2025.2.19 開催

根拠資料 5-㉎ 保健学研究科 2024 年度秋学期授業評価アンケート集計結果

根拠資料 5-㉍ 在外協定校『学生募集要項[国際協力研究科]2025 年度』.pdf

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生の受け入れ方針を全学的に定めた上で、各学部・学科、各研究科・専攻の人材育成の目的、教育研究上の目的に適った学生の受け入れ方針を学部・学科、研究科・専攻ごとに適切に設定している点は評価できる。

「杏林大学入学者選抜の基本方針」を定め、入学試験委員会、入学試験調整委員会、各学部における入学試験関連委員会の3層構造の実施体制を構築し、入学者選抜を公平、公正に実施している。入学者選抜に関わる情報は、「受験生サイト」に集約されており、すべての志願者が情報を得やすい形で公表され、「杏林大学学生募集要項」「杏林大学入試インフォメーション」などの冊子媒体、さらにオープンキャンパス、進学相談会などのイベントでも情報提供が行われており、適切である。

特に大学院保健学研究科の学生の受け入れにおける長所は、専攻や分野の状況に鑑みつつ、入試結果と学位取得状況の相関を分析し、成果が上がっている項目を把握することで、入試科目や実施形態の妥当性を検討して科目を設定するといった取り組みを行っている点にある。さらに、学部ガイダンスでの大学院紹介、社会人特別選抜の実施、長期履修制度の実施といった幅広い層に訴求できる形で学生受け入れを促進する取り組みを実施している。

問題点は定員管理にある。学士課程の入学定員充足率において、保健学部・健康福祉学科は0.93、リハビリテーション学科・理学療法学専攻は0.92、臨床心理学科は0.80、外国語学部は0.81、外国語学部・英語学科は0.95、中国語学科は0.69、観光交流文化学科は0.64と未充足の状況にあるため、改善が求められる。収容定員充足率においても、外国語学部・中国語学科は0.88、観光交流文化学科は0.87と未充足の状況にあり、改善が求められる。

修士課程の収容定員充足率は、保健学研究科・保健学専攻において2.85と適性範囲を超過しており、国際協力研究科・国際開発専攻において0.41、グローバル・コミュニケーション専攻において0.40と定員未充足の状況にある。さらに博士課程の収容定員充足率は、医学研究科・医学専攻で0.24、社会医学系専攻では0.00と定員未充足の状況にあるため、改善が求められる。

保健学研究科の問題点は、入学者数が分野によって偏りがあることである。診療放射線学分野・臨床工学分野・臨床検査・生命科学分野の学生数は多いが、保健学専攻の保健学分野及び救急救命分野、看護学専攻、臨床心理学専攻で少ない状況にあるため、改善が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

すべての学部・学科、研究科・専攻において、入学者の受け入れ方針を定め、それに基づく各入学者選抜試験における選考方法・判定方法等を学生募集要項及び大学ウェブサイトでも広く公表している。多様な入学者選抜試験方法を設定することで、入学者の受け入れ方針に従って学部・学科、研究科・専攻の専門性に適合した入学者を受け入れ、多様な観点から選抜が行えるよう適切な入学者選抜試験制度を設けている。障がい等のある受験生に対しても、一般の受験生と公平に受験できるような環境を整えられるように配慮している。

各学部の入試関連委員会において当該年度の入試結果に基づく自己点検・評価を行い、入試制度全般の改善について検討した上で、翌年度の入学試験計画・概要を作成している。これらは、入学試験調整委員会で学部間での調整を行い、入学センターが取りまとめ、入試概要案の形で入学試験委員会の審議に付している。学生の受け入れに関する自己点検・評価報告書も入学センターで取りまとめ、杏林大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会で精査されたのち、学部長会議で審議され、必要に応じて学長より改善の指示が出される。このような複層的な審議過程を経て、質の保証を担保している。

学部・学科の定員管理に関しては、社会情勢、受験者動向に影響を受けやすく単年度で改善の方策を打ち出すことは難しいが、志願者に情報提供を着実にを行い、学部・学科の魅力を広く社会に伝えていく必要がある。さらに、大学院研究科における定員管理が不十分であるという問題があるので、研究科での学生の受け入れの適切性に関して、各研究科の大学院教務委員会及び研究科委員会において学生の受け入れ状況を点検・評価し、未充足の研究科・専攻においては内部進学者を増やすなどの入学者確保の方策を、定員超過の研究科においては、入学定員の見直しを検討する必要がある。

評価：S・ A ・B・C
